

○農林水産省告示第三十二号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第八の規定に基づき、昭和六十三年十一月二十九日農林水産省告示第千八百八十六号（スペイン国産レモン、クレメンティン並びにネーブル種、パレンシア種及びサルステイアーナ種のスウィートオレンジの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十一年一月十六日

農林水産大臣 石破 茂

一中「スウィートオレンジ」を「スウィートオレンジ」に「あつて」を「あつて」に「スペイン国の」を「スペインの」に「スペイン国植物防疫機関」を「スペイン植物防疫機関」に改める。

三の(一)中「スペイン国植物防疫機関」を「スペイン植物防疫機関」に改め、同(二)の「ア中」を「チチュウカイミバエ」を「チチュウカイミバエ」に改める。

四の(一)中「スペイン国内」を「スペイン内」に改め、同「ア中」を「なつた」に改め、同「イ中」を「スウィートオレンジ」を「スウィートオレンジ」に「なつた」を「なつた」に改め、同(二)中「スペイン国植物防疫機関」を「スペイン植物防疫機関」に改める。

五の(一)中「実施された」を「実施されている」に改め、同(二)中「実施された」を「実施されている」に「スペイン国植物防疫機関」を「スペイン植物防疫機関」に改め、同「ア中」を「行われた」を「行われている」に改め、同「イ中」を「開始された」を「開始されている」に改める。

六の(一)中「チチュウカイミバエ」を「チチュウカイミバエ」に「スペイン国植物防疫機関」を「スペイン植物防疫機関」に改め、同(二)及び(三)中「スペイン国植物防疫機関」を「スペイン植物防疫機関」に改める。